

○警察証明事務に関する訓令

昭和48年12月12日

本部訓令第26号

〔沿革〕 昭和50年12月本部訓令第17号、60年4月第8号、62年3月第8号、平成9年3月第2号、13年3月第1号、18年2月第6号、19年7月第22号、24年7月第10号、25年3月第11号、28年3月第4号、29年3月第7号改正

警察証明事務に関する訓令を次のように定める。

警察証明事務に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、警察が行う証明事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において「事実証明」とは、当該証明申請の内容についてその事実を証することをいい、「受理証明」とは、当該証明申請内容について、願出又は届出等を受理したことを証することをいう。

(証明の種類及び意義)

第3条 警察が行う証明の種類及び意義は、次のとおりとする。

(1) 協力援助証明

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）の規定による警察官の職務に協力援助したことに起因して、災害を受けたことの証明をいう。

(2) 警察履歴証明

警察職員として在職した履歴の証明をいう。

(3) 在職証明

警察職員として、現に在職していることの証明をいう。

(4) 給与証明

警察職員に支給した給与支給額等給与に関する証明をいう。

(5) 風俗営業廃業証明

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第10条第1項第1号及び第2号並びに第3項の規定により廃業したことの証明をいう。

(6) 質屋、古物営業廃業証明

質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第6条並びに古物営業法（昭和24年法律第108号）第8条第1項第1号及び第2号並びに第3項の規定により廃業したことの証明をいう。

(7) 還付証明

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第123条及び第124条の規定により還付又は仮還付を行ったことの証明をいう。

(8) 身体拘束証明

警察において留置保護等により身体を拘束したことの証明をいう。

(9) 出頭証明

被疑者又は参考人等として、警察に出頭したことの証明をいう。

(10) 火災証明

火災により災したことの証明をいう。

- (11) 犯罪被害証明
犯罪により被害を受けたことの証明をいう。
- (12) 渡航者犯罪経歴証明
海外渡航者及び在留する者が、当該国から発給を求められる犯罪経歴の証明をいう。
- (13) 捜索証明
刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第119条の規定に基づく証拠物又は没収すべき物がなかったことの証明をいう。
- (14) 自動車保管場所証明
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項の規定による証明をいう。
- (15) 指定自動車教習所路上教習用自動車証明
指定自動車教習所において、路上教習用として使用される自動車であることの証明をいう。
- (16) 犯罪被害届出証明
犯罪により被害を受けたことの届出を受理したことの証明をいう。
- (17) 遺失届出証明
遺失届出を受理したことの証明をいう。
- (18) 銃砲刀剣類発見届出済証明
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第23条の規定に基づく、銃砲刀剣類の発見又は拾得の届出を受理したことの証明をいう。
- (19) 特例証明
警察の所掌事務に関する事項であって、他に証明する機関等がなく、かつ、証明がないことよって申請者が多大の不利益を被るものについて、警察本部長（以下「本部長」という。）の承認を得て行う証明をいう。

（証明の取扱所属、発給者等）

第4条 警察が行う証明内容、取扱所属及び証明発給者は、別表第1のとおりとする。

（証明の形式）

第5条 証明の形式は、原則として奥書による証明とする。ただし、奥書による証明が適当でないとき、又は申請者から請求があったときは、証明書（様式第1号又は様式第2号）を交付することができる。

2 前項に規定する奥書証明の用文例は、別表第2のとおりとする。

（証明願の受理、証明事項等の確認）

第6条 証明発給者は、証明の願出を受け付けたときは、関係記録等に基づき事実の調査及び確認を行い、証明することが適当と認めるときは、当該証明を発給するに必要と認める部数の証明願の提出を求め、これを受理するものとする。

（事実証明の原則）

第7条 証明発給者は、事実証明を行うときは警察の取り扱った所管事務で記録があり、その発生、存在等について確認され、かつ、一連の調査又は捜査を通じて事実と認定できるものについて、証明の必要性が客観的に認められる場合に限り証明することができるものとする。

（受理証明の原則）

第8条 証明発給者は、受理証明を行うときは、原則として別表第1に掲げる銃砲刀剣類発見届出済証明並びに別表第3に掲げる遺失届出証明及び犯罪被害届出証明に限り証明することができるものとする。

のとする。

(特例証明の基準)

第9条 証明発給者は、第3条第19号に規定する特例証明については、次の各号の一に該当するものと認めるものについてのみ発給するものとする。

- (1) 法令等の規定により、警察証明を必要とするとき。
- (2) 申請者の責によらないで、証明がないことよって申請者が多大の不利益を被るとき。
- (3) その他特別な事情が認められるとき。

(特例証明の取扱い)

第10条 証明発給者は、前条の規定による証明の願出があったときは、願出の内容について調査及び確認を行うとともに、当該証明の利用目的及び提出先等を検討し、証明を行うことが適当であると認めるときは、当該証明の内容、利用目的、提出先等を本部長に上申の上、証明発給について承認を得て、証明を行うものとする。

(証明手数料の徴収)

第11条 証明発給者は、証明の願出を受理したときは、茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）別表第1の487の項及び茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）別表第1の55の項に規定する手数料を徴収するものとする。

(証明事務取扱上の留意事項)

第12条 証明発給者は、証明事務を取り扱うに際しては、次に掲げる事項に留意し適切に処理しなければならない。

- (1) 証明の申請者が当該証明に係る適当な当事者であることを確認すること。
- (2) 願出の真实性、利用目的、提出先等を検討し、証明の必要性を確認すること。
- (3) 証明内容を十分検討し、その確認手続を厳正に行うこと。
- (4) 民事事件等に悪用されるおそれがあると判断される事項は、証明しないこと。
- (5) 証明の発給枚数は、諸般の事情を参酌して必要な限度にとどめること。

(証明願の受理及び交付の整理)

第13条 証明願の受理及び交付をするときは、次の区分により証明願受理・交付整理簿（様式第3号）を備え、記録しなければならない。

- (1) 警察本部にあつては、取扱所属ごとに備えるものとする。
- (2) 警察署にあつては、次の証明事項ごとに備えるものとする。ただし、自動車保管場所証明については、自動車保管場所関係業務取扱要領の一部改正について（平成18年12月27日付け通達甲規制第65号）別添「自動車保管場所関係業務取扱要領」5の（6）に規定する「自動車保管場所証明申請受理・現地調査・標章交付処理簿」をもってこれに代えるものとする。

イ 自動車保管場所証明

ロ 上記以外の証明

- (3) 前号の区分により難いときは、適宜区分することができるものとする。

附 則

この訓令は、昭和49年1月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 （昭和50年12月26日本部訓令第17号）

この訓令は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則 （昭和60年4月13日本部訓令第8号抄）

- 1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和60年2月13日から適用する。

附 則 （昭和62年3月27日本部訓令第8号）

- 1 この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （平成9年3月24日本部訓令第2号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 （平成13年3月19日本部訓令第1号）

- 1 この訓令は、平成13年3月29日から施行する。〔以下略〕
- 2 この訓令の施行の際、現に効力を有している通達等の規定内容で、茨城県警察組織規則に抵触する部分があるときは、それぞれ改正後の規定に従って読み替えて適用するものとする。

附 則 （平成18年2月27日本部訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 （平成19年7月23日本部訓令第22号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成24年7月9日本部訓令第10号）

- 1 この訓令は、平成24年7月9日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の警察証明事務に関する訓令第8条の規定の適用については、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する中長期在留者が所持する出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。次項において「改正法」という。）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録証明書（以下「外国人登録証明書」という。）は出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カードとみなし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者が所持する外国人登録証明書は同法第7条第1項に規定する特別永住者証明書とみなす。
- 3 前項の規定の適用については、外国人登録証明書が同項に規定する在留カードとみなされる期間は改正法附則第15条第2項に規定する期間とし、外国人登録証明書が同項に規定する特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第28条第2項に規定する期間とする。

附 則 （平成25年3月26日本部訓令第11号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 （平成28年3月25日本部訓令第4号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年3月23日本部訓令第7号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1

警察証明の種類及び発給者等

証明の種類	証明内容	取扱所属等	証明発給者
1 協力援助証明	事実証明	当該所属	所属長
2 警察履歴証明	同上	警務部警務課	本部長
3 在職証明	同上	当該所属	所属長
4 給与証明	同上	同上	同上
5 風俗営業廃業証明	同上	当該警察署	警察署長
6 質屋古物営業廃業証明	同上	同上	同上
7 還付証明	同上	当該所属	所属長
8 身体拘束証明	同上	同上	同上
9 出頭証明	同上	同上	同上
10 火災証明	同上	当該警察署	警察署長
11 犯罪被害証明	同上	当該所属	所属長
12 渡航者犯罪経歴証明	同上	刑事部鑑識課	本部長
13 捜索証明	同上	当該職務執行者	当該職務執行者
14 自動車保管場所証明	同上	当該警察署	警察署長
15 指定自動車教習所路上教習用自動車証明	同上	交通部運転免許センター	交通部運転免許センター長
16 犯罪被害届出証明	受理証明	当該所属	所属長
17 遺失届出証明	同上	当該警察署	警察署長
18 銃砲刀剣類発見届出済証明	同上	同上	同上
19 特例証明	事実証明 受理証明	当該所属	本部長の承認を得た所属長

別表第2

奥書証明の例

1 事実証明の場合

- 警察官の職務に協力援助して被害を受けたこと
 - 警察職員として在職したこと
 - 給与を支給したこと
 - 廃業したこと
 - 還付（仮還付）を行ったこと
 - 警察において身体を拘束したこと
 - 被疑者（参考人）として警察に出頭したこと
 - 被害を受けたこと
- 上記のとおり〔 〕を証明する。

年 月 日

〔 茨城県（名称）警察署長又は茨城県警察本部長（又は当該所属長） 〕 [公印]

2 受理証明の場合

上記の届出を受理したことを証明する。

年 月 日

〔 茨城県（名称）警察署長又は茨城県警察本部長（又は当該所属長） 〕 [公印]

別表第3

遺失及び犯罪被害届出証明を行うもの

	対象物件	使用目的	関係機関	摘要
1	在留カード	再交付申請のため	法務省	
2	特別永住者証明書	同上	同上	
3	旅券	同上	外務省	
4	有価証券（株券を除く。）	公示催告手続申立のため	裁判所	
5	雑損控除の対象となる物件	雑損控除申請のため	国税庁、都道府県等	

様式第1号

証 明 書 の 場 合

証 明 書 住 所 氏 名 生年月日	年 月 日
(証明等の内容)	
上記に相違ないことを証明する。 年 月 日 〔茨城県(名称)警察署長又は 茨城県警察本部長(又は当該所属長)〕	
	公印

(注) 証明書の様式について、他に定めのあるものについては、その様式によるも差し支えない。

様式第 2 号

謄本又は抄本の場合

謄 本 (抄 本)
上記謄本 (抄本) は _____ の原本と相違ないことを証明する。
年 月 日
〔茨城県 (名称) 警察署長又は 茨城県警察本部長 (又は当該所属長)〕
公印

様式第3号

証明願受理・交付整理簿

番号	受理 月日	証明の種類	申請者の氏名	証明 件数	手数料 の金額	交付 月日	摘 要
	・			件	円	・	
	・					・	
	・					・	
	・					・	
	・					・	
	・					・	

(注) 申請人員、証明件数及び手数料の金額については月計、累計を付すこと。